

福祉部

令和元年度 重点目標

- 1 プレミアム付商品券事業の円滑な実施【新】
- 2 社会福祉施設の今後の方向性の検討【新】
- 3 地域包括ケアシステムの深化・地域福祉推進に向けた取組
- 4 共生社会の実現を目指した障がい者支援の充実
- 5 生活困窮者の自立に向けた支援の推進

重点目標	プレミアム付商品券事業の円滑な実施		部局名	福祉部	優先順位	1位
総合計画における位置付け	第4編 健康・福祉ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第2章 支え助け合う地域社会をつくる 第3節 社会保障制度の適正な運用による福祉の増進		まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け			上田再構築プラン「7つの挑戦」における位置付け			
現況・課題	消費税・地方消費税率が低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、国からの要請に基づき、市町村を実施主体とするプレミアム付商品券事業が国庫補助事業として実施されます。 10月1日の税率引上げ時には、購入対象者が商品券を確実に購入・利用できるよう、迅速・円滑に事業を実施する必要があります。					
目的・効果	消費税・地方消費税の10%への引き上げが低所得者・子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として実施します。					
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○対象者管理システムの導入・対象者データ作成 (1) 既存臨時福祉給付金システムの改修 (2) 税扶養関連の紐づけ (3) 除外者データ作成 (4) 課税データ取り込み・エラー修正	(1) 6月末までに (2) 6月末までに (3) 6月末までに (4) 7月～8月中旬	(1) 運用テストを確実に実施 (2), (3), (4) 税申告データ等をもとに正確な対象者データを作成	(1) 6月27日システム稼働 (2) 税務課において税扶養関連の紐づけを実施 (3) 生活保護受給者、DV被害者等の除外者データを作成 (4) 7月4日当初課税データ取り込み	(1) 6月27日システム稼働 (2) 税務課において税扶養関連の紐づけを実施 (3) 生活保護受給者、DV被害者等の除外者データを作成 (4) 7月4日当初課税データ取り込み。以後、定期的に修正申告データを取り込み。	
②	○対象者への広報 (1) 広報うえだ掲載 (2) ホームページ掲載 (3) 低所得者への個別通知・申請書送付 (4) コールセンター開設	(1) 7月16日号 広報うえだ掲載 (2) 7月16日に掲載 (3) 8月中旬 (4) 7月17日～	(1), (2) 対象者を含めて全市民への制度周知 (3) 対象者へ個別に通知することにより確実に制度を周知 (4) 市民に正確な情報を提供	(1) 7月16日号広報うえだ掲載 (2) 7月1日からホームページに事業概要を掲載 (3) 7月31日住民税非課税者へ購入引換券交付申請書発送、8～9月に4回追加発送（申請対象者合計29,241人） (4) 7月16日から専用電話番号で問い合わせ対応	(1) 7月16日号広報うえだ掲載 (2) 7月1日からホームページに事業概要を掲載 (3) 7月31日住民税非課税者へ購入引換券交付申請書発送、8～12月に6回追加発送（申請対象者 29,403人） (4) 7月16日から専用電話番号で問い合わせ対応	
③	○低所得者申請書の受付、引換券の交付 (1) 郵送・持ち込みによる申請書の受理 (2) 申請書審査 (3) 低所得者・子育て世帯への引換券の送付 (4) 非該当者への通知	(1), (2) 8月下旬～9月中旬 (3), (4) 9月下旬	(1), (2) 迅速・正確な事務処理 (3) 非該当者の確実な除外 (4) 無用な混乱を招かない丁寧な対応	(1), (2) 8月1日から申請書の受付・審査を随時実施（9月30日現在9,887人受付） (3), (4) 9月20日から購入引換券、非該当者への通知を発送（9月30日現在 非課税8,638人、子育て3,658人、却下89人）	(1), (2) 8月1日から申請書の受付・審査を随時実施（最終受付人数15,117人） (3), (4) 9月20日から購入引換券、非該当者への通知を発送（最終人数 非課税14,970人、子育て3,840人、却下193人）	
④	○商品券取扱店の募集 (1) 広報うえだ・商工会議所広報掲載 (2) 説明会の開催 (3) 取扱店の募集・登録 (4) 取扱店ポスター等の作成・配布	(1) 5月16日号 広報うえだ掲載 (2) 6月中旬 (3) 6月中旬～7月上旬 (4) 7月上旬～8月中旬	(1) 事業者への制度周知 (2) 商品券の利用方法、換金方法の周知 (3) 口座番号等の確実な登録 (4) 分かりやすいポスターの作成	(1) 7月5日商工会議所会報、7月16日号広報うえだ、市ホームページに募集記事を掲載 (2), (4) 9月20日、24日に登録店舗を対象に説明会を開催し、ポスター等を配布 (3) 7月5日～8月16日商品券取扱店舗を募集、募集期間終了後も随時申込可	(1) 7月5日商工会議所会報、7月16日号広報うえだ、市ホームページに募集記事を掲載 (2), (4) 9月20日、24日に登録店舗を対象に説明会を開催し、ポスター等を配布 (3) 7月5日～8月16日商品券取扱店舗を募集、募集期間終了後も随時申込可（申込店舗数 476店舗）	
⑤	○商品券の販売 (1) 委託事業者との販売方法等の打合せ、契約締結 (2) 商品券販売 (3) 販売数の確認・集計	(1) 7月末までに (2) 10月～2月 (3) 10月～4月	(1) 事務処理・資金の流れの確認 (2) 購入引換券への確実な押印、適正な在庫管理 (3) 販売数の正確な把握	(1) 7月2日プロポーザル審査を実施し、商品券作成、販売、換金業務委託者を日本旅行に決定（販売は郵便局に再委託） (2), (3) 9月17日市内郵便局長を対象に販売研修会を開催、10月1日～2月28日商品券販売	(1) 7月2日プロポーザル審査を実施し、商品券作成、販売、換金業務委託者を日本旅行に決定（販売は郵便局に再委託） (2), (3) 9月17日市内郵便局長を対象に販売研修会を開催、10月1日～2月28日商品券販売（最終販売数 71,433冊）	
⑥	○商品券の作成・換金処理 (1) 委託事業者の決定・契約締結 (2) 商品券の作成 (3) 換金処理	(1) 7月上旬までに (2) 9月中旬 (3) 10月～4月	(1) 事務処理・資金の流れの確認 (2) 確実な偽造防止対策、盗難等の事故防止 (3) 円滑な換金処理	(1) 7月2日プロポーザル審査を実施し、商品券作成、販売、換金業務委託者を日本旅行に決定 (2) 9月25日市内郵便局に商品券を納品（作成した16万冊のうち13万冊を納品） (3) 11月から換金開始	(1) 7月2日プロポーザル審査を実施し、商品券作成、販売、換金業務委託者を日本旅行に決定 (2) 9月25日市内郵便局に商品券を納品（作成した16万冊のうち13万冊を納品） (3) 11月から換金開始。4月末までに換金終了予定。	
⑦	○商品券補助金（プレミアム分）の交付 (1) 委託事業者との交付時期の打合せ (2) 補助金交付決定、交付	(1) 7月上旬までに (2) 9月～4月	(1) 事務処理の流れの確認 (2) 円滑な補助金交付	(1), (2) 10月中にプレミアム分の一定額を概算払い予定	(1), (2) 11月20日にプレミアム分50,000千円を概算払。残額は5月末まで交付予定。	
⑧	○国庫補助金交付申請・請求 (1) 交付申請 (2) 実績報告・補助金請求	(1) 7月頃 (2) 3月末までに	(1) 期限内に申請 (2) 補助対象経費を漏れなく把握し、期限内に報告・請求	(1) H30事務費補助金 3月15日申請→4月4日決定 H31事務費補助金 8月9日申請→9月3日決定 H31事業費補助金 7月24日申請→8月9日決定 (2) H31事業費補助金 9月13日概算払い請求→9月30日納入	(1) H30事務費補助金 3月15日申請→4月4日決定 H31事務費補助金 8月9日申請→9月3日決定 H31事業費補助金 7月24日申請→8月9日決定 H31事務費補助金 3月11日申請→3月27日決定 (2) H31事業費補助金 9月13日概算払い請求→9月30日納入 H30事務費補助金 9月27日概算払い請求→10月15日納入 H31事務費補助金 9月27日概算払い請求→10月15日納入 12月5日概算払い請求→12月23日納入	
⑨	○転居者・返還対象者への対応 (1) 転入者の引換券の交換 (2) 返還対象者への返還請求	(1), (2) 9月～	(1) 転入者への周知と適切な事務 (2) 生活保護者等の返還対象者への適切な対応	(1) 9月下旬から転入者の購入引換券を上田市の購入引換券に交換（随時受付） (2) 生活保護受給者への対応を福祉課ケースワーカーへ説明	(1) 9月下旬から転入者の購入引換券を上田市の購入引換券に交換（随時受付 交換数 73人） (2) 生活保護受給者への対応を福祉課ケースワーカーへ説明	
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 事業内容が複雑であるため、市民からの問い合わせに対して丁寧な説明に努めた。			○取組による効果・残された課題 販売実績は低調であったが、地域の消費喚起には一定の効果があったと考えられる。		

重点目標		社会福祉施設の今後の方向性の検討		部局名	福祉部	優先順位	2位
総合計画における位置付け	第4編 ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第1章 自分らしい豊かな人生を送る健康づくり 第3節 高齢者が生き生きと安心して暮らせる仕組みづくり	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け		戦略 施策体系			
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	2 支える財政基盤の改革 エ受益と負担のあり方の見直し 公設のデイサービスセンターの今後のあり方の見直し		上田再構築プラン「7つの挑戦」における位置付け	からだもこころも元気な健幸都市上田の実現			
現況・課題	介護保険制度は、平成12年度に創設され、制度改正を行いながら高齢化社会の中で定着してきました。また上田市と丸子町、真田町、武石村が平成18年に合併し、10年以上が経過する中で地域の状況に応じて社会福祉施設の役割も変わってきています。これからの高齢者数、高齢化率の更なる進展や介護保険制度・障がい者支援制度の改正による共生型社会の推進、民間法人による基盤整備の状況等を勘案しながら、地域の高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう社会福祉施設の在り方を検討していくことが必要となっています。						
目的・効果	現在ある社会福祉施設の老朽化、利用状況等を検証し今後の施設の方向性を検討し、個別施設計画に基づいて必要とする施設整備を図ります。介護保険事業所（デイサービスセンター）については、介護保険制度の定着に伴い民間法人による施設整備が進む中で、市所有施設の検討を行い、民間法人への移行を図ります。						
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）			
① ○社会福祉施設の方向性の検討 (1) デイサービスセンター（管理運営方法の見直し） (2) つむぎの家（施設更新の方向性の検討） (3) 高齢者福祉センター（施設更新の方向性の検討） (4) ふれあい福祉センター（施設更新の方向性の検討）	(1) 年度内 (2) 年度内 (3) 年度内 (4) 年度内	(1) 運営主体の検討 (2) 建替えに向けた具体的な検討 (3) 方向性の検討 (4) 方向性の検討	(1) 施設構造の現地確認を実施。運営主体等の検討を行い年度内方向性を決定し関係機関と調整を行う。 (2) 指定管理者や医療機関と継続的な協議を実施 (3) 更新する場合の必要設備、交通手段の確保などについて検討 (4) 庁内関係課と調整検討中	(1) 武石デイサービスについて、運営主体等の方向性を決定し、関係機関と協議を実施（他のデイは方向性の検討を継続） (2) 指定管理者や医療機関と継続的な協議を実施 (3) 更新する場合の必要設備、交通手段の確保などについて検討 (4) 庁内関係課と調整検討			
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 地域住民や利用対象者を考慮した施設の在り方を検討していく。		○取組による効果・残された課題 デイサービスセンターの管理運営の見直しは、各デイサービスセンターによって設置状況が異なり、個別の判断が必要。				

重点目標	地域包括ケアシステムの深化と地域福祉の推進に向けた取組		部局名	福祉部	優先順位	3位
総合計画における位置付け	第4編 ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第1章 自分らしい豊かな人生を送る健康づくり 第3節 高齢者が生き生きと安心して暮らせる仕組みづくり		まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け			上田再構築プラン「7つの挑戦」における位置付け	からだもこころも元気な健幸都市上田の実現		
現況・課題	上田市は、高齢者数、高齢化率ともに伸びており、急速に高齢化が進んでいます。また平均寿命も伸びており、長い高齢期に自分の知識や経験を社会や地域に生かし、生きがいを持てるような支援、施策が必要となっています。介護保険事業は、第7期高齢者福祉総合計画(平成30～32年度)に基づき、団塊の世代(昭和22～24年に生まれた世代)が後期高齢者となる2025年に向けた中長期的なサービス・給付・保険料の水準を推計するとともに施策について計画しました。その中で、住み慣れた地域において医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が、第6期計画より主要な課題となっており、第7期計画においては、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に向けた施策展開が必要となっております。本年度は、第7期計画の2年目の年となることから、昨年度の状況を踏まえながら、引き続き各事業を進めていくことが求められています。					
目的・効果	高齢者に必要なサービスを一体的に提供できる仕組みづくりを推進するほか、高齢者の生きがいづくり・社会参加を促進し、いきいきと活動し、健康長寿の喜びを実感できる社会の実現を図ります。併せて、介護が必要となっても自分らしい暮らしを続けることが出来るための環境整備を図ります。 具体的には、①介護予防・日常生活支援総合事業による多様な生活支援の充実と介護予防の推進、②医療・介護連携の推進、③認知症施策の充実、④生活体制整備の推進、⑤高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり、⑥介護サービスの基盤整備、⑦地域包括支援センターの機能強化を基本的な視点として事業展開を図り、これにより、地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。					
	取組項目及び方法・手段(何をどのように)	期間・期限(いつ・いつまでに)	数値目標(どの水準まで)	中間報告(目標に対する進捗状況・進捗度)	期末報告(目標に対する達成状況・達成度)	
①	○介護保険施設の基盤整備の推進 (1)地域密着型サービス・共生型サービスの整備 (2)介護サービス事業所の実態把握(人材確保・事業展開計画等)	(1)年度内 (2)年度内	(1)事業所の整備(4か所) 事業者の選定(2か所) (2)事業所からの聞き取りを実施	(1)4か所の整備補助金について9月議会で補正予算計上。 2か所の事業者選定については、8月から公募するが応募なし。今後の対応については現状を踏まえて検討中。 (2)市内事業者5か所及び運営推進会議時に1か所から聞き取りを実施。	(1)4か所の事業所の整備を実施(うち2か所については、令和2年5月に整備完了予定)。 応募がなかった2か所については、定期巡回サービスは随時対応、小規模多機能サービスは第7期計画での整備を見送り。 (2)市内事業者10か所から聞き取りを実施。	
②	○介護予防・日常生活支援総合事業の推進 (1)訪問型・通所型サービスBの推進・支援 (2)地域リハビリテーション(フレイル予防)の実施	(1)年度内 (2)年度内	(1)訪問・通所合わせて3か所 (2)地域リハ140か所	(1)6月から訪問1か所(川西)、通所2か所(川西・城下)開始。 (2)145か所で実施中	(1)(訪問B)要支援者等利用者9人 (通所B)川西:35回 城下:32回 開催 (2)151か所で実施	
③	○生活支援体制整備の推進と地域包括支援センターの機能強化 (1)第2層協議体開催と生活支援コーディネーター配置 (2)生活支援体制整備事業の住民への周知 (3)地域包括支援センターの事業評価・事業点検の実施	(1)年度内 (2)年度内 (3)年度内	(1)全地区(10か所)にコーディネーターを配置 (2)地域リハ会場等で説明会を60回開催 (3)地域包括支援センター全10か所で実施	(1)全10地区に配置完了 (2)地域リハ会場等で説明会を146回開催 (3)5月に国から示された「全国統一評価指標」による、包括、市それぞれの評価を実施。	(1)全地区に配置し、各地域の課題・資源の把握を実施 (2)地域リハ会場等で説明会を172回開催 (3)全国統一評価指標を用いた事業評価により業務実態を把握。評価結果を地域包括運営委員会に報告。次年度の業務改善や効率化に向け各包括と検討会議を開催。	
④	○在宅医療・介護連携事業の推進 (1)在宅医療・介護連携に関連した研修会の開催 (2)医療機関・介護サービス事業所情報の活用状況の検証	(1)年度内 (2)年度内	(1)1回開催 (2)情報システムの利用動向(アクセス数・登録者数の増加)	(1)今年度開催に向けて検討中。 (2)運営推進会議や事業者が集まる定期総会・連絡協議会での登録呼びかけ ・アクセス数:前年比(4月～9月)465回増 ・登録事業者数:今年度新規登録数(9月末)27事業者	(1)薬剤師会主催・市後援で講演会(地域包括ケア)を実施(11/16・71名参加)。24時間在宅ケア推進研修会(3/12)は新型コロナウイルスの影響で中止。 (2)アクセス数:月平均422回、登録事業者数:203事業者(新規登録:45事業者)…R2.2現在	
⑤	○認知症施策の推進 (1)認知症サポーターの養成 (2)認知症カフェの設置	(1)年度内 (2)年度内	(1)1,500人のサポーターを養成 (2)認知症カフェ2か所	(1)13回サポーター養成講座を開催し368人のサポーターを養成 (2)4月に認知症カフェ1か所開設。新たな開設に向け1件打合せ中	(1)39回サポーター養成講座を開催し1,222人のサポーターを養成(累計15,662人) (2)医療法人が運営するカフェが4月に、認知症サポーターによる公民館を活用したカフェが1月に開設(合計2か所、累計9か所)	
⑥	○高齢者の生きがい対策と福祉サービスの充実 (1)地域サロン事業の推進 (2)見守りネットワーク会議の充実 (3)高齢者及び介護者への現金給付の内容・方法の検証と改善	(1)年度内 (2)年度内 (3)年度内	(1)サロン10か所 (2)参加事業者数の拡大 (3)ニーズ把握と施策の検討	(1)福寿クラブ連合会リーダー研修会への説明などを行い、新たに14か所開設 (2)11月に会議開催予定。事業者数拡大に向け5月の広報に事業者募集記事を掲載 (3)県内19市の支給状況の調査を実施。高齢者福祉に関する先進的な取組事例の情報収集中	(1)福寿クラブ連合会リーダー研修会での説明などを行い、新たに18か所開設(累計43か所) (2)広報に協力事業者募集の案内を掲載し、地域活性化包括連携協定及び長野県地域見守り活動協定の締結事業者へ参加を働きかけ。本年度新たに4事業者参加。 (3)先進的な取組事例を情報収集し、新たな施策を検討した。	
⑦	○第三次地域福祉計画に基づく地域福祉の推進 (1)住民支え合いマップの維持管理とさらなる有効活用と定着	(1)年度内	(1)要援護者情報の未更新自治会への対応勧奨	上半期においては、更新申請が出ている自治会に対して更新作業を取組中。今後期末までに向けて、しばらく更新されていない自治会を抽出し、社会福祉協議会とも協力して更新勧奨していく。	(1)上田地域の取組状況 ・1自治会で新たな協定を締結 ・18自治会で更新作業を実施	
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 生活支援体制整備事業の推進により、単身世帯の増加、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、ボランティア、NPO、民間企業、各種団体など多様な主体が生活支援・介護予防の担い手となる仕組みづくりを進めます。 また、介護予防サポーター、認知症サポーター等の皆さんが活動できる場を創出するなど、地域全体で助け合う仕組みである地域包括システムが市民の皆さんに実感できるよう進めてまいります。			○取組による効果・残された課題 (1)住民主体の取り組みである「訪問サービスB型」及び「通所サービスB型」が、ボランティア、NPO法人により開始された。 (2)「認知症サポーター」により公民館を活用した新たな認知症カフェが1か所開設された。		

重点目標	共生社会の実現を目指した障がい者支援の充実		部局名	福祉部	優先順位	4位
総合計画における位置付け	第4編 健康・福祉 ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第2章 支え助け合う地域社会をつくる 第1節 共生社会の実現を目指す障がい者支援の充実		まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	1 住みたい住み続けたいと思うまちづくりへの改革 (ア) 移住・定住・交流人口を増やす体制の確立 障がい者の地域生活支援拠点の整備 3 市民満足度を向上させる人・組織の改革 (イ) 人材の確保・育成と職員の意識改革 障がいへの理解の促進		上田再構築プラン「7つの挑戦」における位置付け		「つながり」と「多様性」を大切に市民総参加のまちづくり	
現況・課題	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が住み慣れた地域で、日常生活や社会生活を送るためには、障壁となるような施設や制度、慣習、文化などを除去し、障がいに対して個人や社会が一層の理解を深めていかなければならない。 急激な高齢化の進展は、障がいのある人とその介助者にとって重要な課題となっており、親亡き後の生活の安定と医療的ケアが必要な障がいのある人への支援の充実が必要となっている。 障がいのある人が地域における自立と社会参加を更に推進するためには、働きたい意欲や技術を持った方が就労できるようにするための支援が求められている。 					
目的・効果	障がいの有無に関わらず、全ての市民が住み慣れた地域で、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現につながる。					
	取組項目及び方法・手段 (何をどのように)	期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標 (どの水準まで)	中間報告 (目標に対する進捗状況・進捗度)	期末報告 (目標に対する達成状況・達成度)	
①	○障がいへの理解と啓発・障害者差別解消法への対応 (1) コミュニケーション条例(仮称)の制定【新】 (2) 普及啓発用のパンフレット作成・配付【新】 (3) 職員研修等により障がい理解の向上 (4) 障がいを理由とした差別等に対する相談等	(1) 3月 (2) 12月 (3) 4月・10月 (4) 随時	(1) 条例策定 (2) 企業等に配布 (3) 4月(新人職員)10月(一般職員) (4) 合理的配慮の提供等について、適切・迅速な対応	(1) 素案の検討、骨子(案)の作成、障害者施策審議会(6/28) 市民アンケート(9~10月)、関係団体懇談会(10月予定) (2) 3商工会へ依頼(上田150部、丸子650部、真田300部) 出前講座等(7/29他3回)、小中学校への普及啓発(8/21) (3) 新規採用職員研修(4/18)、障がいを理解するための職員研修(10/8開催予定) (4) 合理的配慮に関する相談 2件 事実確認し障がい特性に応じた対応を依頼	(1) 素案検討、骨子(案)・条例(案)作成、障害者施策審議会(6/28他2回)、市民アンケート2,000人(9~10月)、関係団体懇談会(10/23他2回)、パブリックコメント(4月予定) (2) 上田・丸子・真田の3商工会へ配布(1,100部)、障がい福祉制度のしおり作成(3月)、出前講座等(7/29他5回)、小中学校への普及啓発(8/21) (3) 新規採用職員研修(4/18)、障がいを理解するための職員研修(10/8) (4) 合理的配慮に関する相談 7件 事実確認し障がい特性に応じた対応を依頼	
②	○障がい特性に応じた支援体制の充実 (1) 地域生活支援拠点等の体制整備、促進 ・児童における通所施設利用の推進 ・医療的ケアが必要な障がい児・者への支援 (2) 障がい者の権利擁護の推進 ・虐待事案に対して迅速・適切な支援 ・事業者向け虐待防止研修会の開催 ・成年後見制度の周知と利用促進 / 法人後見支援員の雇入れ【新】	(1) 通年 (2) 通年	(1) ・地域定着支援台帳整備 ・児童も利用できる仕組みを推進 ・圏域委員会による継続協議と在宅支援の体制整備 (2) ・随時、迅速な対応 ・圏域開催により事業所虐待の軽減 ・市民後見人の育成	(1) ・運営委員会(5/17)、ケース担当者会議(随時) ・緊急ショートステイ上半期利用者 1件 ・医療的ケア児者支援検討委員会、地域包括ケアシステム準備検討委員会による協議 (2) ・障がい者虐待に関する上半期の相談・通報件数 9件(うち虐待認定3件) ・市町村職員向け研修会(6/24、6/25) ・障害者差別解消法啓発イベント(10/19予定) ・成年後見制度セミナー(7/27)、市民後見人養成講座(7/27他5回)、市民後見人1名誕生(累計2名)	(1) ・運営委員会(5/17)、ケース担当者会議(随時) ・緊急ショートステイ利用者 2件(うち上田市1件) ・医療的ケア児者支援検討委員会(5/13他6回)、 ・地域包括ケアシステム準備検討委員会(4回) (2) ・障がい者虐待に関する相談・通報件数 12件(うち虐待認定3件) ・市町村職員向け研修会(6/24、6/25) ・障がい者理解啓発イベント(10/19) ・成年後見制度セミナー(7/27)、市民後見人養成講座(7/27他5回)、法人後見支援員の雇入れ(5名)、市民後見人2名誕生(累計3名)	
③	○障がいのある方の経済的な自立を支援 (1) 優先調達推進方針の策定と調達の推進 ・庁内各課への協力依頼 ・補助金交付団体、指定管理者、委託先等への協力依頼 (2) 農福連携の推進	(1) 通年 (2) 通年	(1) ・目標調達額:7,000千円 ・年2回の協力依頼と実績把握 (2) ・関係部署、団体等と連携し農福連携の推進	(1) ・調達方針を策定し全庁的な取組みを依頼(4/16) ・庁内販売(月2回、9事業所) ・カタログ等更新のためのホームページリニューアル ・庁内パソコン等リサイクル(上半期49台) (2) ・梶子ヴィンヤードにおいてワイン用ブドウの収穫作業開始(9/12~) ・農政課等の関係部署との協議検討 ・先進地視察の検討	(1) ・調達方針を策定し全庁的な取組みを依頼(4/16、12/4)、補助金交付団体等へ協力依頼(6/19) ・障がい福祉事業所による庁内販売(月2回、9事業所) ・カタログ等更新のためのホームページリニューアル ・庁内パソコン等リサイクル(221台) (2) ・2事業所による梶子ヴィンヤードでのワイン用ブドウ収穫及び枝片付け作業等開始(9/12~) ・農政課等の関係部署との協議継続	
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 ・障害者差別解消法に規定されている、障がいを理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供について市民等への周知や制度の説明を行います。 ・地域生活支援拠点の運用に当たっては、関係機関等と連携を図り拡充・推進します。 ・障がい者の経済的な自立を支援するために、市の補助金等を活用する団体等へ障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達の協力を求めます。			○取組による効果・残された課題 ・障がいへの理解を深めるため、引き続き市民等への周知や制度の説明を行うことが必要。 ・令和2年度に制定予定の条例について、制定後の普及啓発及び施策推進に向けた取組が必要。 ・医療的ケアが必要な障がい者(児)の日中の支援や緊急時対応について、福祉分野だけでなく医療機関等との連携も課題。 ・障がい者虐待通報は、事業所内での適切な初動対応・苦情解決の体制不備による相談も多く施設管理者向けの研修が必要。 ・障害者就労施設等からの物品等の優先的調達は、継続して目標額達成に向けた取組を行っているが、直接的に反映されない庁内販売やリサイクルネットワークの構築、農福連携など障がい者就労や工賃アップにつながる取組も必要。		

重点目標	生活困窮者の自立に向けた支援の推進			部局名	福祉部	優先順位	5位
総合計画における位置付け	第4編 健康・福祉ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第2章 支え助け合う地域社会をつくる 第3節 社会保障制度の適正な運用による福祉の増進			まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け				上田再構築プラン「7つの挑戦」における位置付け			
現況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化、核家族化や単身世帯の増加、地域社会のつながりの希薄化などの社会情勢の変化により、社会的孤立やこれまでの福祉サービスでは対応できない制度のはざまの問題など、地域生活課題が多様化、複雑化しています。 ・ 景気の低迷や雇用情勢の改善の遅れ、非正規雇用の増加などにより、生活困窮に陥ってしまうリスクが高まっており、生活保護率も高止まりが続いています。 						
目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3次地域福祉計画（計画期間：H30～H35）の基本理念である「ともに支えあひ 健幸でいきいきと生活できる 安心の地域社会の実現」に向け、すべての人が住みなれた地域で安心していきいきと暮らしていける地域社会を目指します。 ・ 貧困の連鎖や固定化を招かないよう、稼働意欲や能力がありながら働く場が得られない方への就労支援や、生活保護世帯の子どもへの学習支援を行います。 						
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
①	①生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の実施 (1) 就労準備支援事業の実施 (2) 家計改善支援事業の実施 (3) 子どもの学習支援事業の実施	(1) 通年 (2) 通年 (3) 通年	(1)生活保護受給者、生活困窮者の15名に実施。 (2)生活困窮者の15名に「家計再生プラン」を作成し実施。 (3)生活保護受給世帯、生活困窮世帯の小学4年生から中学3年生、5名に対し実施。	(1)対象人数確認中 (2)9月支援調整会議時点で9人対応中 (3)生活保護世帯 実施3人（小学生）、検討中2人 生活困窮世帯 実施1人（中学生）、待機2人（小学生1人、中学生1人）	(1)22名（生活保護3名、生活困窮19名）（R2.3.16現在） (2)14名（R2.3.5現在） (3)生活保護世帯 実施4名（小学生3名、中学生1名） 生活困窮世帯 実施1人（中学生）、待機2人（小学生1人、中学生1人）		
②	①適切な生活保護の実施と制度の運用 (1)就労自立給付金等の活用による就労自立 (2)看護師の同行訪問等により特定健診の受診を促す (3)後発医薬品の使用促進 (4)生活保護費返還金の滞納者数及び滞納額の縮減 ・ 収入申告書提出の指導徹底による新規対象者の発生抑制 ・ 未納者及び分納不履行者への催告書の送付	(1) 通年 (2) 通年 (3) 通年 (4) 通年	(1)就労による自立ケース15件 (2)被保護者30人以上の受診 (3)使用割合85%以上 ※国目標80% (4)現年度分：収納率55%以上	(1)9件 (2)11件 (3)87.7～90.6%（4月～7月） (4)現年度収納率：41.8% 滞納繰越収納率：2.3% 収納率計：6.3%（令和元年9月13日現在）	(1)10件 (2)33件 (3)87.4～90.6%（4月～1月） (4)現年度収納率：53.6%（前年度：39.7%） 滞納繰越収納率：4.8%（前年度：6.2%） 収納率計：14.1%（前年度：13.8%） （R2年3月31日現在）		
③							
④							
⑤							
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 生活保護や生活困窮から脱却したいという意欲を持つ方が自立した生活を送ることができるよう支援を行う。			○取組による効果・残された課題			